

平成3年5月18日

手を代え品を代え

若者をだまし続ける悪質キャッチを池袋から徹底追放

～悪質キャッチセールス追放キャンペーン～

18日(土)午後2時30分から、相変わらず悪質キャッチセールスの被害が絶えない池袋東口で、区消費生活センターが中心となり街をあげての追放キャンペーンが行なわれた。

この日は、区内の消費者団体から11団体約40名、消費生活モニター約10名、さらに地元町会、商店会及び区職員ら合計100名が参加。来街者に向けて、具体的な被害例とクーリング・オフ制度を分かりやすいマンガで表現した啓発リーフレット、標語入り風船・オーキューバン(ほんそう)を10,000セット配布し、うまい話にのって安易な契約をしないよう呼びかけた。

昨年度に消費生活センターに寄せられた被害相談は、約50件(前年比40%増)で、そのうちの60%以上を20代以下の若者が占めている。

最近特に目立つ被害は、女性を対象とした、高額な化粧品・美容エステの契約に関するもの。美容院などをかたり「専属のモデルになりませんか、化粧品も貴方の肌にあわせたものを用意します」「エステのコンクールに出てもらいたい」などと巧みに声をかけ、若い女性に数十万もする契約を結ばせるといったケースが後を絶たない。

消費生活センターでは、昭和61(1986)年から、同キャンペーンを展開しているが、昨年度からは、実施回数を年2回に増やし、リーフレット等の配布や街頭放送などを使っての啓発に懸命になっている。

問合せ 豊島区消費生活センター